

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内民間企業（個人事業者含む）の販路拡大に資する取組等に要する経費を補助し、地域経済の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、本市ふるさと納税事業において、返礼品の提供に協力する協力事業者又は将来的に協力事業者として登録する意思のある者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表1に定めるECサイト（以下「ECサイト」という。）に新規に進出し、当該サイトにて自社ページを運営する業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 同一会計年度において、既に当該補助金の交付決定を補助上限まで受けている者
- (2) 同一会計年度において、国又は地方公共団体等による同様の補助制度を利用している事業
- (3) 敦賀市税を滞納している者

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助対象経費は、ECサイトに進出するために必要となる初回登録料及び初回登録と同年度に生じる固定利用料（売上額に連動して増減しない各種利用料・手数料。ECサイトとの契約により年度を跨いだ一定期間の利用料等を一括払いする必要がある場合は、当該年度に支払った額を対象経費とみなす）とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助の対象としないものとする。

2 補助率は補助対象経費の10分の10とし、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金の額は300千円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1別紙1）
- (2) 納税証明書（居住する市町村の税に係る滞納がない旨の証明書）

(事前着手)

第7条 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合には、着手前にその理由を記載した事前着手届出書（様式第2）を市長に提出し、その承認通知（様式第3）を受けて着手することができる。

- 2 市長は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。
- 3 申請者は、第1項の場合において、交付決定を受けることができないときは、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる経費等は自らの負担とすることを了解した上で当該事業に着手するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、交付決定後、事情の変更が生じた場合、既に執行した部分を除き、交付決定の内容及び付した条件を変更することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に市長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、予め補助金交付変更申請書（様式第4）及び変更後の事業計画書（様式第1別紙1）を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第11条 交付規則第5条第1項第1号に定める、市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセント以内の変更である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、市長に届け出なければならない。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに状況報告書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助金等の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何等催告をすることなく、いつでも交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に事情の変更が生じた場合
- (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (6) 補助事業者が、誠実に業務を履行する意思がないと認められる場合

2 市長は、事情の変更が生じた場合、この決定若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助事業の経理等)

第17条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 補助事業者は、別紙に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。なお、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとみなす。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

	E C サイト
1	楽天グループ株式会社が運営する E C サイト
2	アマゾンジャパン合同会社が運営する E C サイト

* 上記 E C サイトに関して、同一会計年度に複数の E C サイトに出店することを妨げないが、当該年度の補助金の上限額は増加しない。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

令和 年 月 日

敦賀市長 殿

補助事業者 住所

氏名

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付申請書

令和 年度敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金の交付を受けたいので、敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添え、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称（新規に進出するECサイトの名称）
への出店
- 2 補助金等の交付申請額
円
- 3 補助事業の内容
別紙1 事業計画書のとおり
- 4 添付書類
(1) 事業計画書（別紙1）
(2) 納税証明書（居住する市町村の税に係る滞納がない旨の証明書）
(3) その他参考となる資料
- 5 その他
敦賀市ふるさと納税事業において、返礼品提供を行う協力事業者としての登録の有無等（該当箇所にチェック）
☐ 登録済み
☐ 今後、登録を希望する

(様式第1別紙1)

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金 事業計画書

1 申請事業者の概要

事業者名		所在地住所	
代表者職氏名			
担当者名		部署・役職	
連絡先	TEL		FAX
	E-MAIL		

2 事業内容

(1)新規進出するECサイトの名称(複数サイトに進出する場合は、全て記載すること)					
(2)事業内容 (補助事業の内容について、①～③を記載すること)					
①進出する時期及び完了時期 年 月から 年 月					
②新規進出するECサイトのプラン等名称					
③ECサイトにて販売を予定する物品等(主なもの)					
※欄が不足する場合は、行を追加すること。					
(3)経費明細表 (補助事業の経費の内訳及び明細を記載すること)					
経費区分		ECサイト名及び プラン等名称	必要経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
1	初期登録料				
	固定利用料				
2	初期登録料				
	固定利用料				
合計					

(注)消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費とはならない。

(様式第2)

令和 年 月 日

敦賀市長 殿

補助事業者 住所

氏名

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金事前着手届出書

令和 年度敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金について、補助金交付決定前に事業着手したいので、敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり届出いたします。なお、本件について、交付決定を受けた補助金額が、交付申請予定額に達しない場合や、交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 補助事業の名称（新規に進出するECサイトの名称）

への出店

- 2 補助金等の交付申請予定額
円

- 3 事前着手の理由

- 4 その他

敦賀市ふるさと納税事業において、返礼品提供を行う協力事業者としての登録の有無等（該当箇所にチェック）

☐ 登録済み

☐ 今後、登録を希望する

(様式第3)

敦賀市指令第 号
令和 年 月 日

住 所

(法人にあっては、事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

敦賀市長 氏 名

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金事前着手承認通知書

令和 年度 月 日に届出のあった敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金に係る事業の事前着手について、下記の条件を付して届出のとおり着手されることを承認したので通知します。

記

1 補助事業の名称（新規に進出するECサイトの名称）
への出店

2 事前着手の条件

- (1) 交付決定を受けることができないときは、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる経費等は自らの負担とすることを了解した上で当該事業に着手するものとする。
- (2) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないものとする。

(様式第 4)

令和 年 月 日

敦賀市長 殿

補助事業者 住所

氏名

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付決定通知のあった令和 年度敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、承認されたく、敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添え、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称（新規に進出するECサイトの名称）

への出店

2 補助金等の交付申請額

変更前の額

円

変更後の額

円

3 変更の理由及び内容

4 添付書類

(1) 事業計画書（別紙 1 その①）

(2) その他参考となる資料

(様式第 5)

令和 年 月 日

敦賀市長 殿

補助事業者 住所

氏名

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金事故報告書

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の原因及び内容
- 2 事故に係る金額 円
- 3 事故に対して採った措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第 6)

令和 年 月 日

敦賀市長 殿

補助事業者 住所

氏名

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金状況報告書

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

(様式第7)

令和 年 月 日

敦賀市長 殿

補助事業者 住所

氏名

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け敦賀市指令第 号で補助金等の交付決定を受けた令和 年度敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金が完了したので、敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称（新規に出店したECサイトの名称）

への出店

2 補助金の交付決定額 円

3 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

4 ECサイトでの今後の年間売上見込額（概算） 千円

5 添付書類

（1）領収書又は振込依頼書（写）等（ECサイトへの支払いが確認できる資料）

(様式第7別紙1)

敦賀市デジタルマーケティング展開支援事業費補助金に係る
領収書又は振込依頼書(写)の報告様式

補助対象経費に係る領収書等を添付すること

(注) 貼り付け欄が不足する場合、適宜コピーし使用すること。